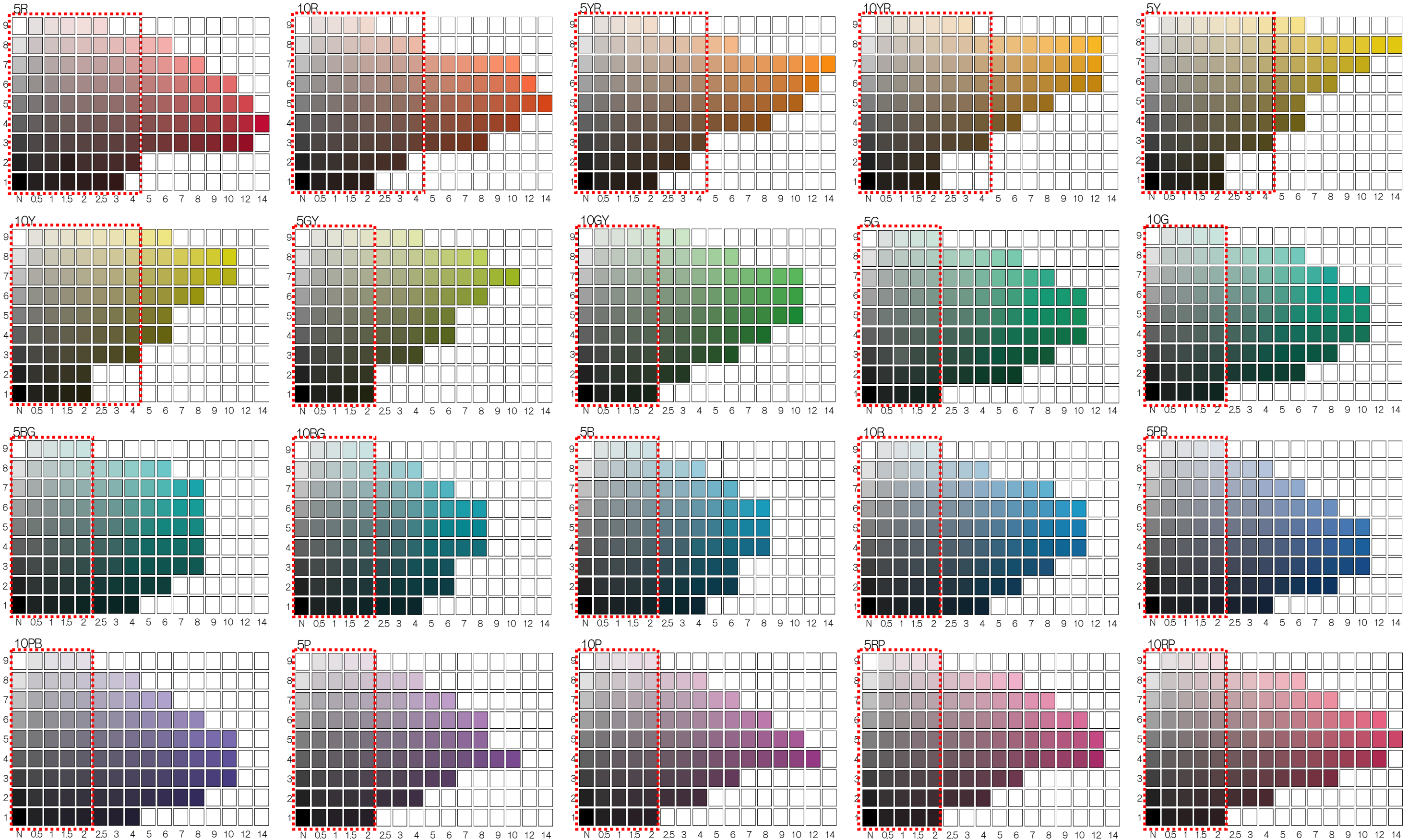


1. 中津市景観計画における色彩基準

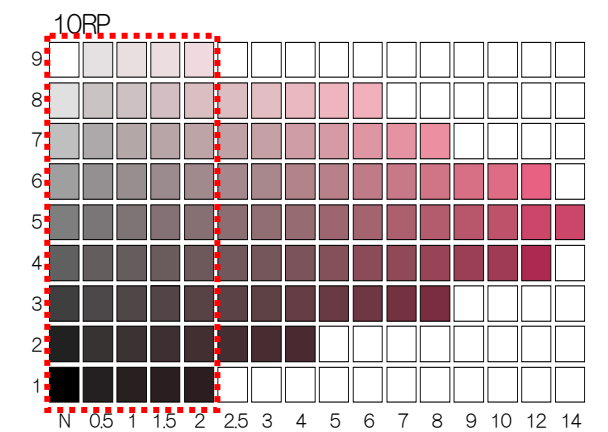
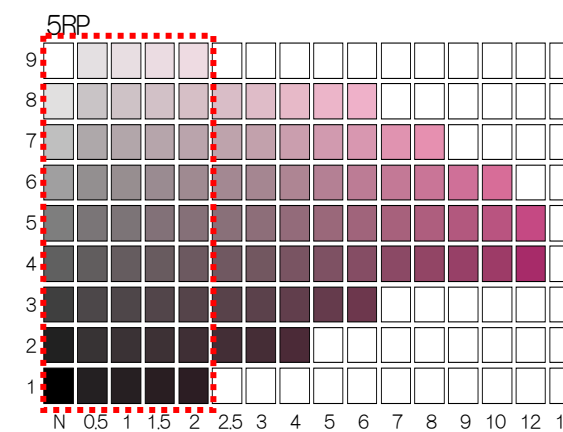
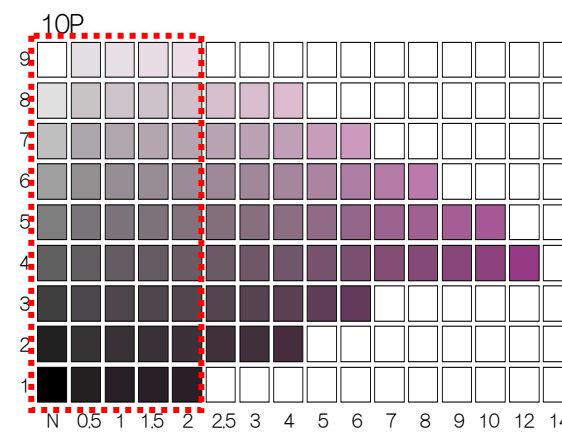
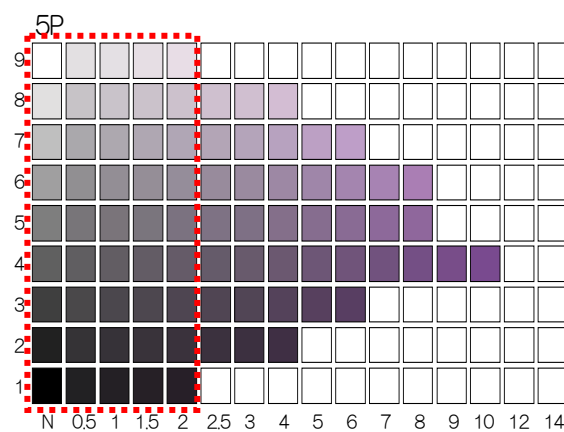
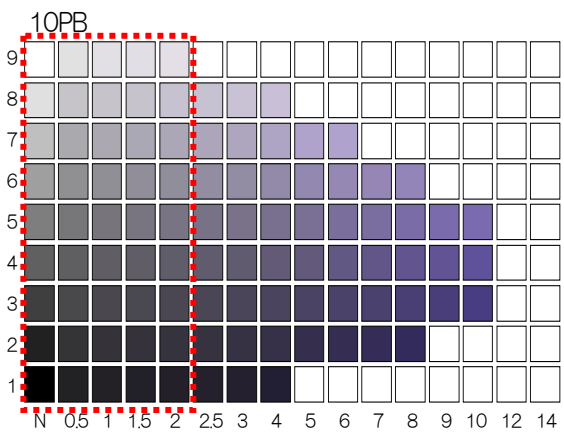
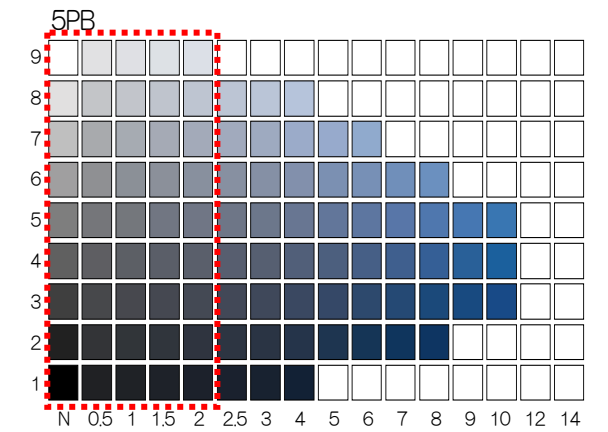
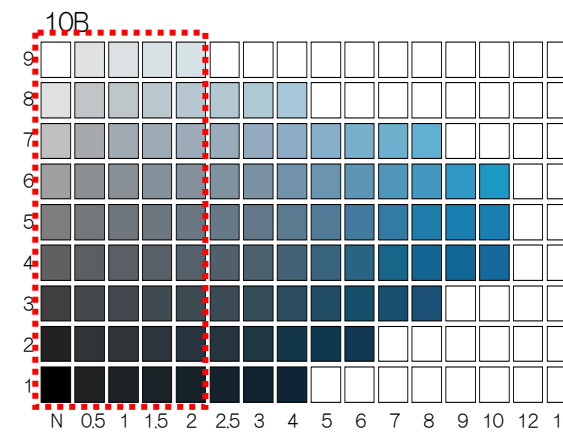
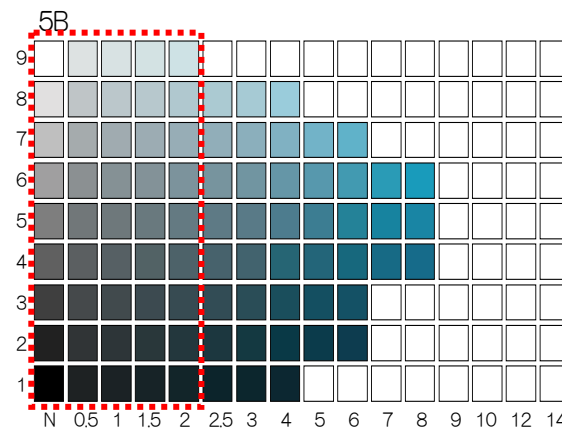
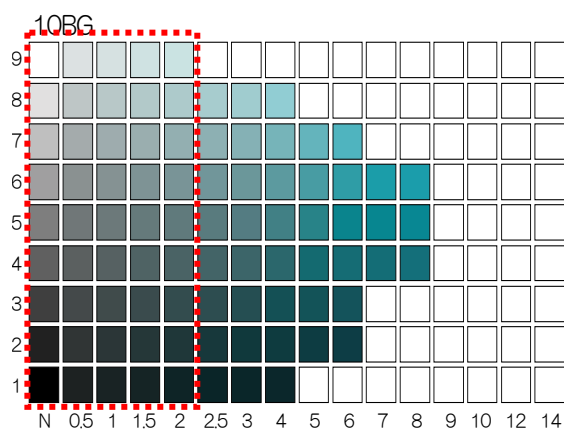
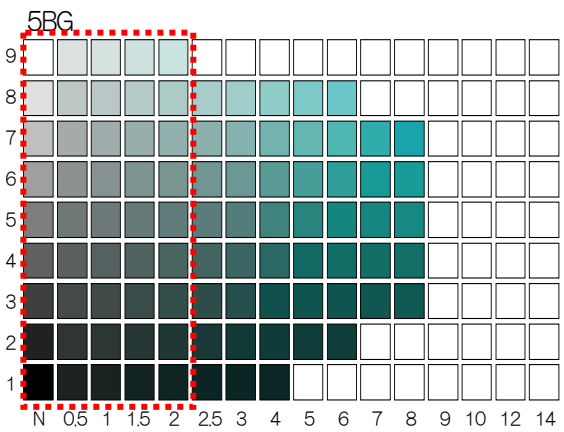
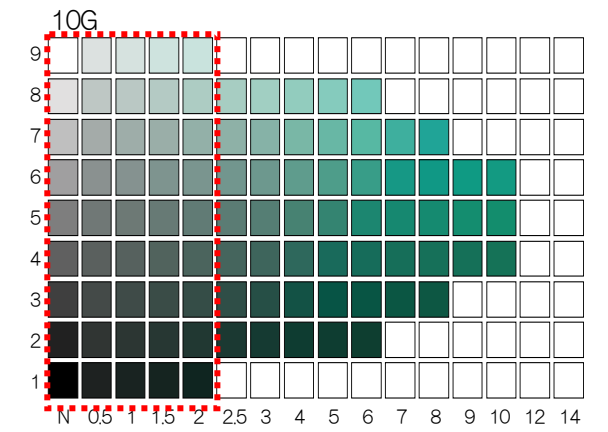
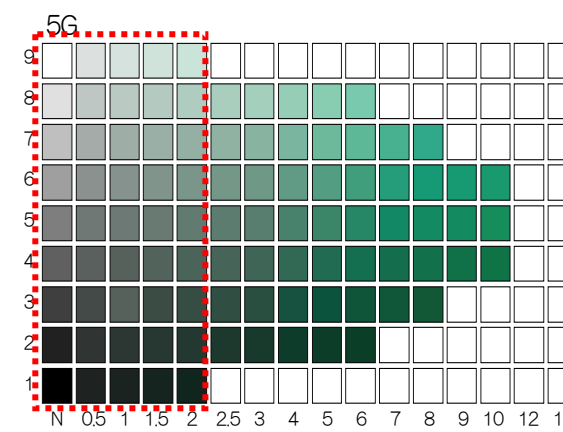
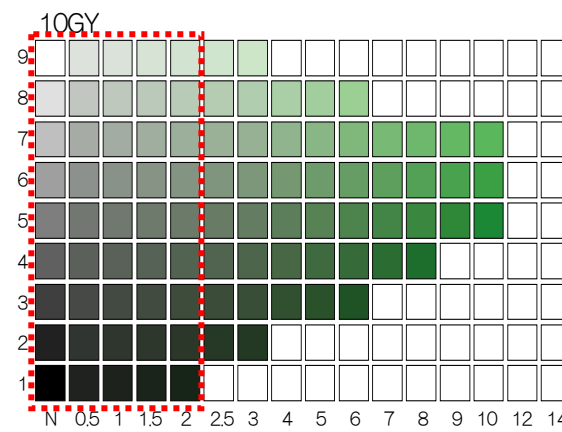
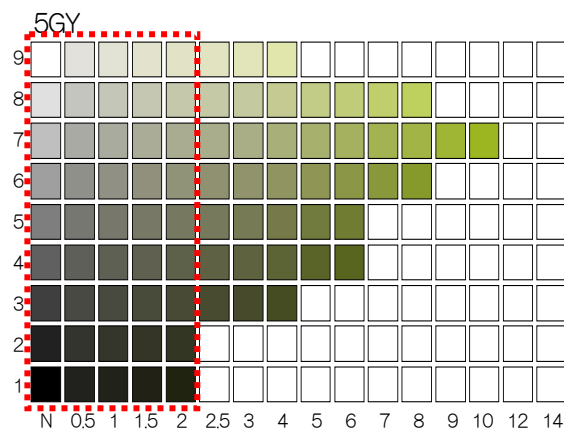
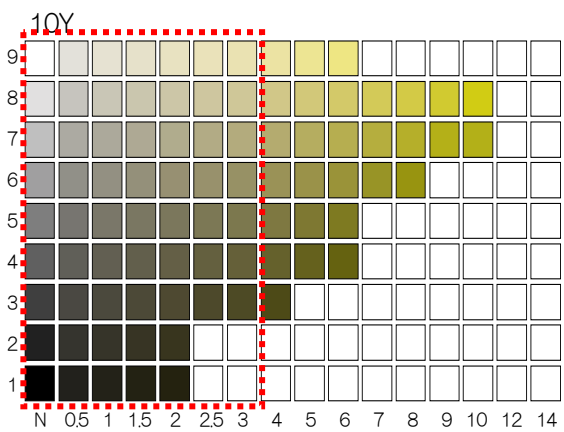
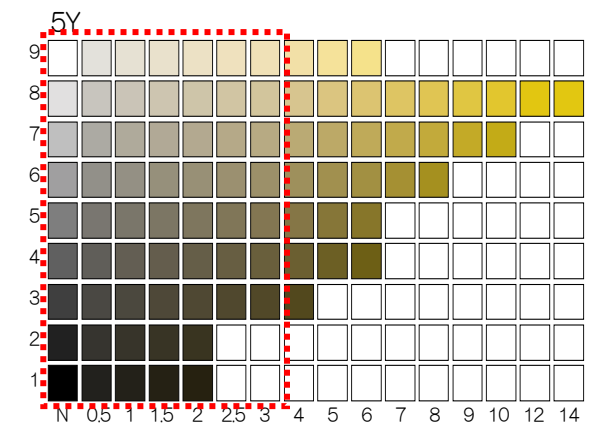
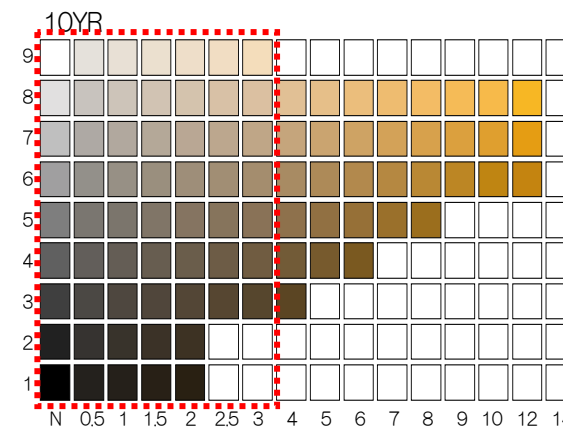
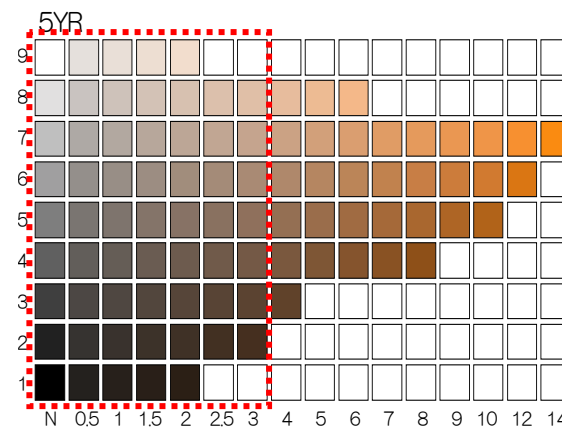
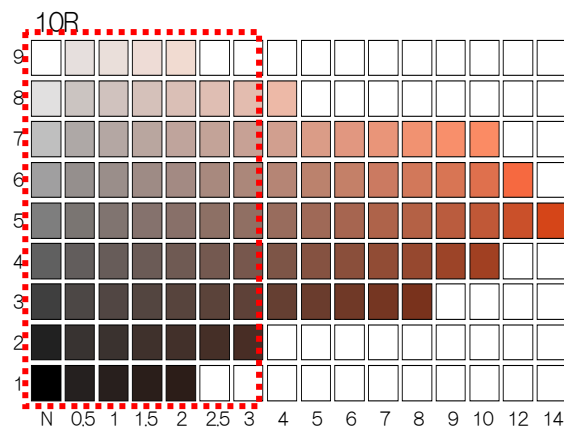
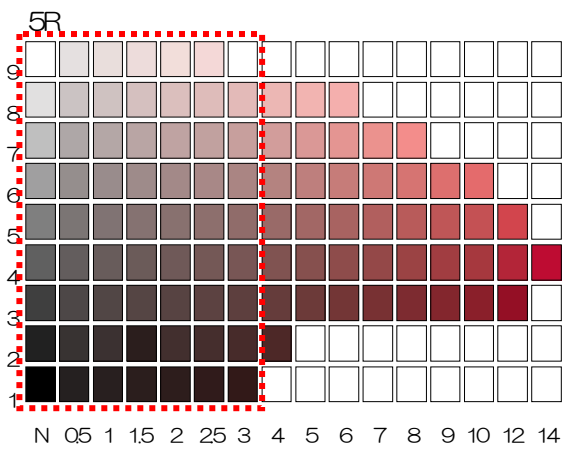
●用途地域内

中津市景観計画では、建築物や工作物の建設、または、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。下図は、その参考図として示すもので、各色相の赤点線の枠内が各エリア内で使用できる色彩の範囲です。

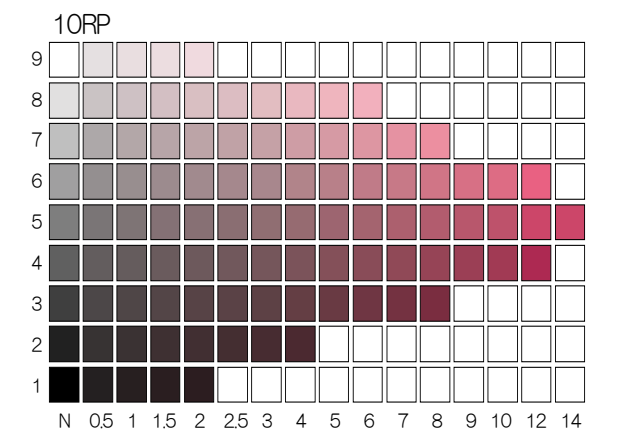
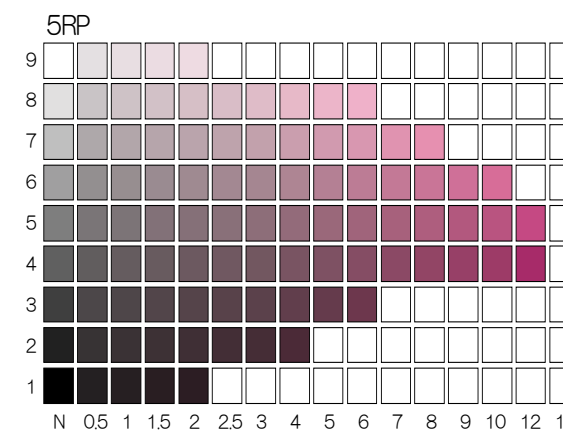
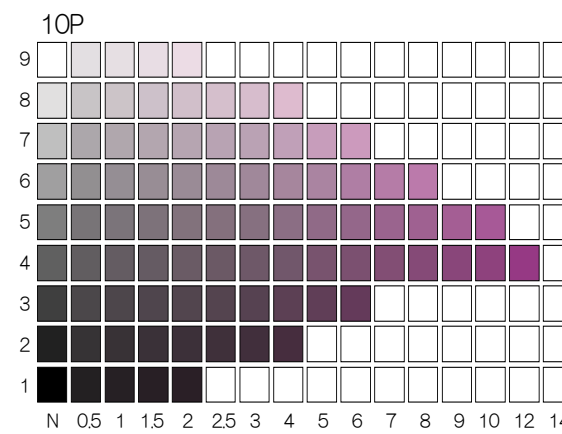
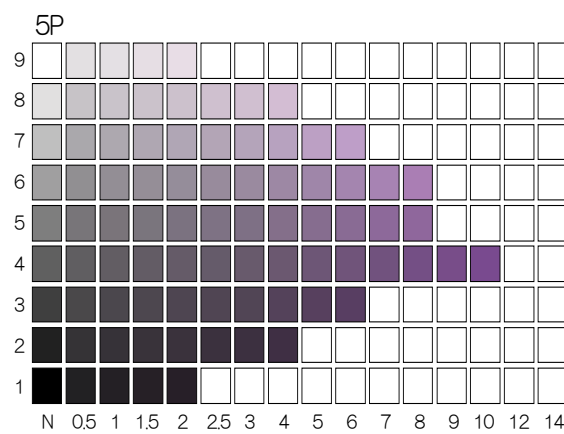
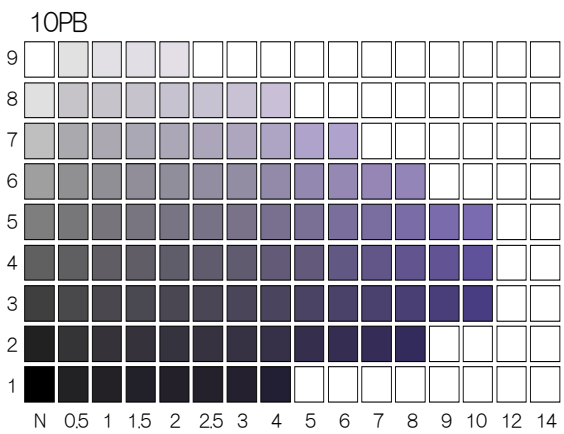
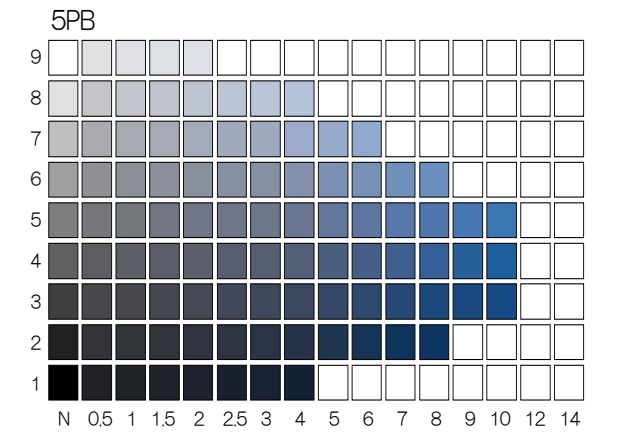
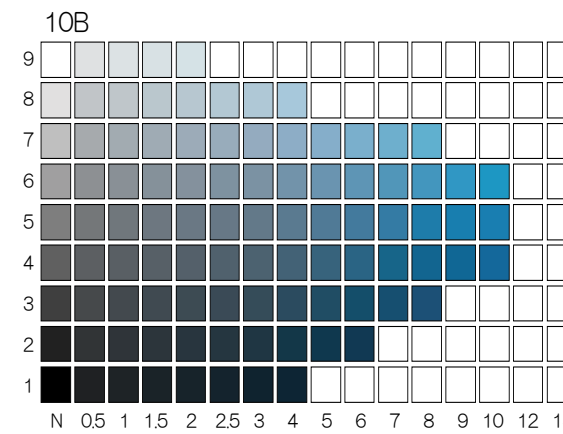
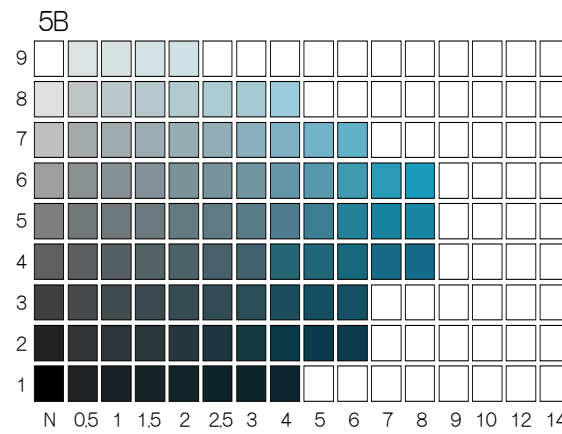
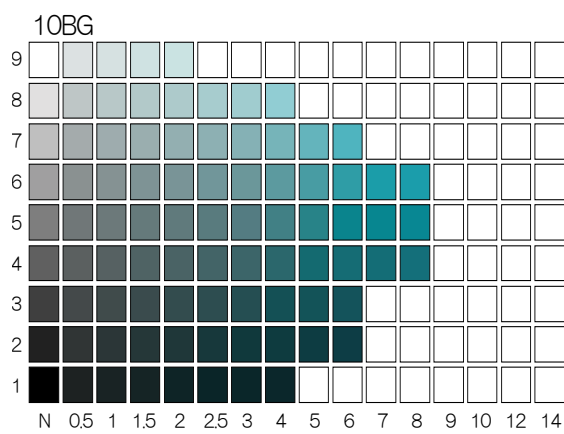
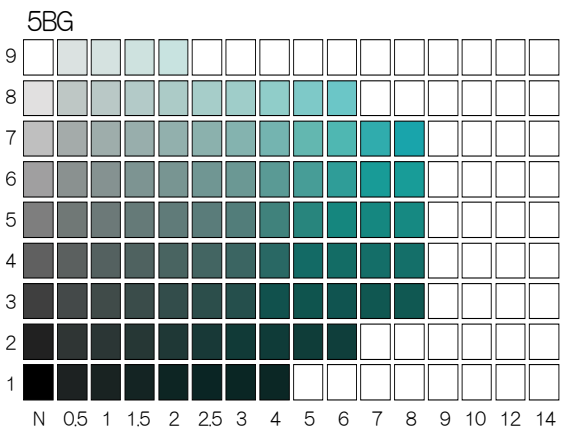
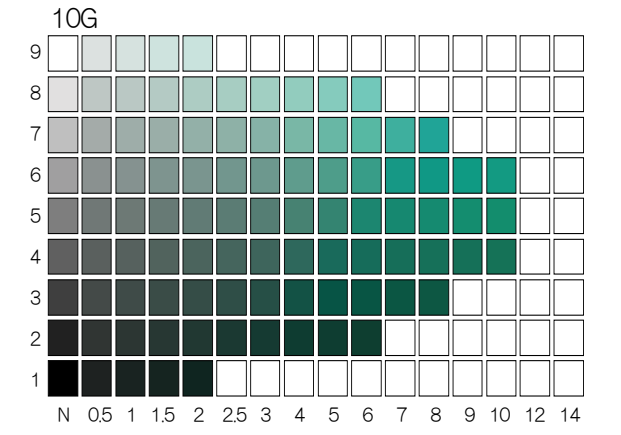
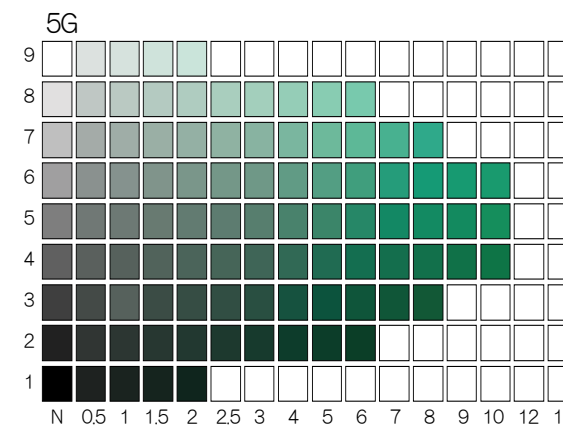
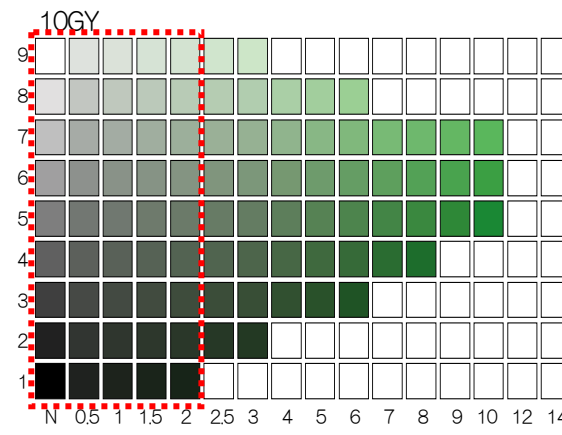
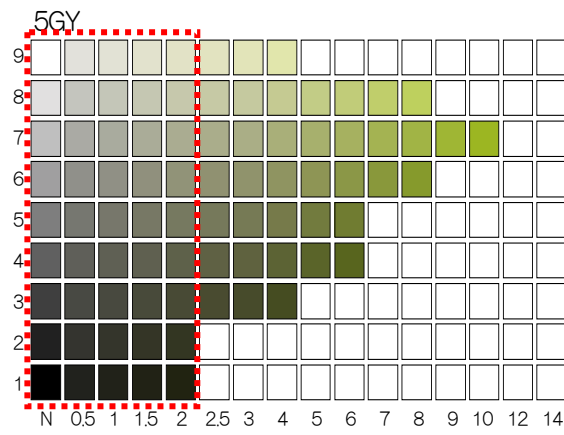
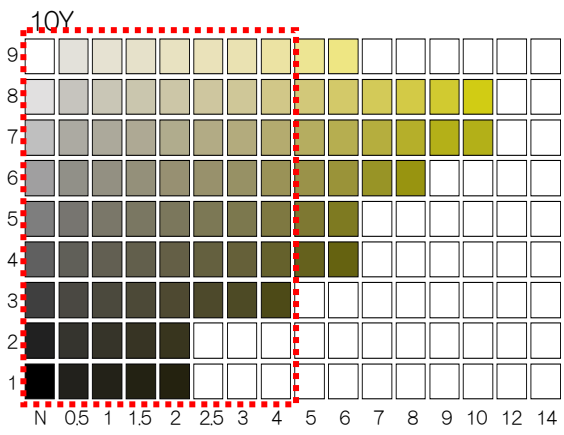
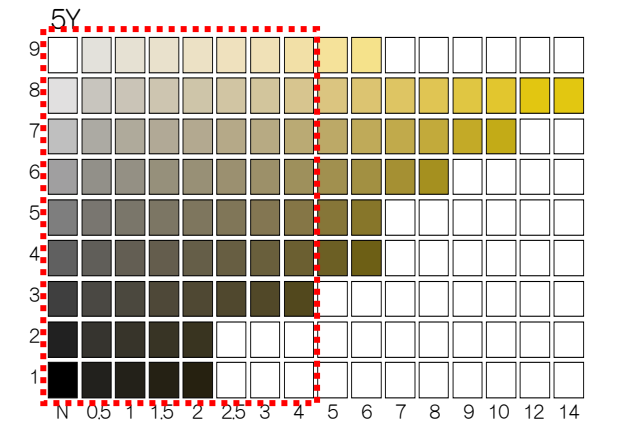
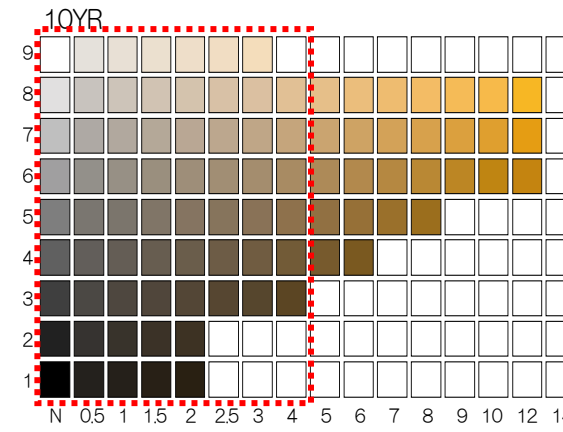
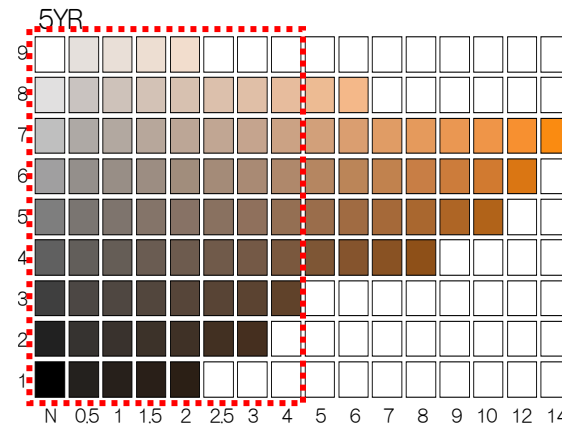
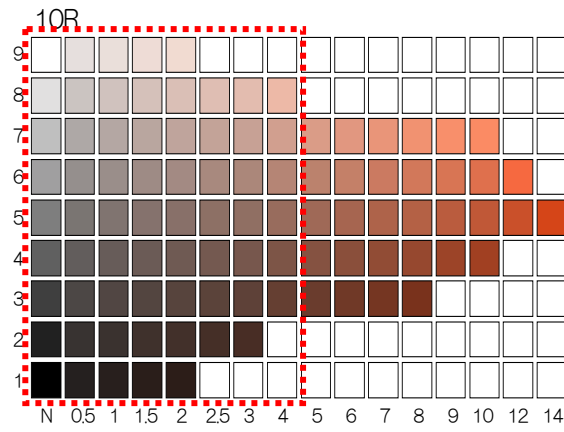
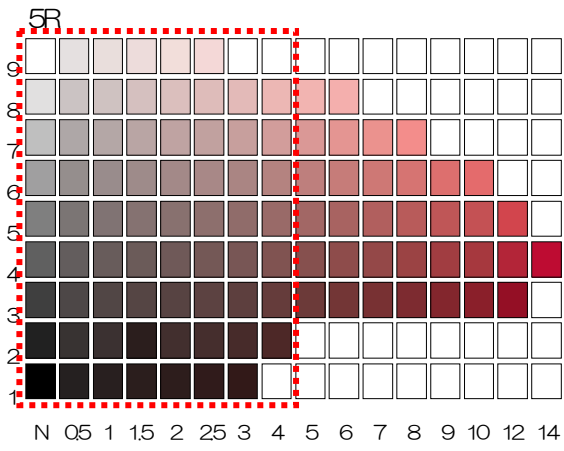
なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認して下さい。



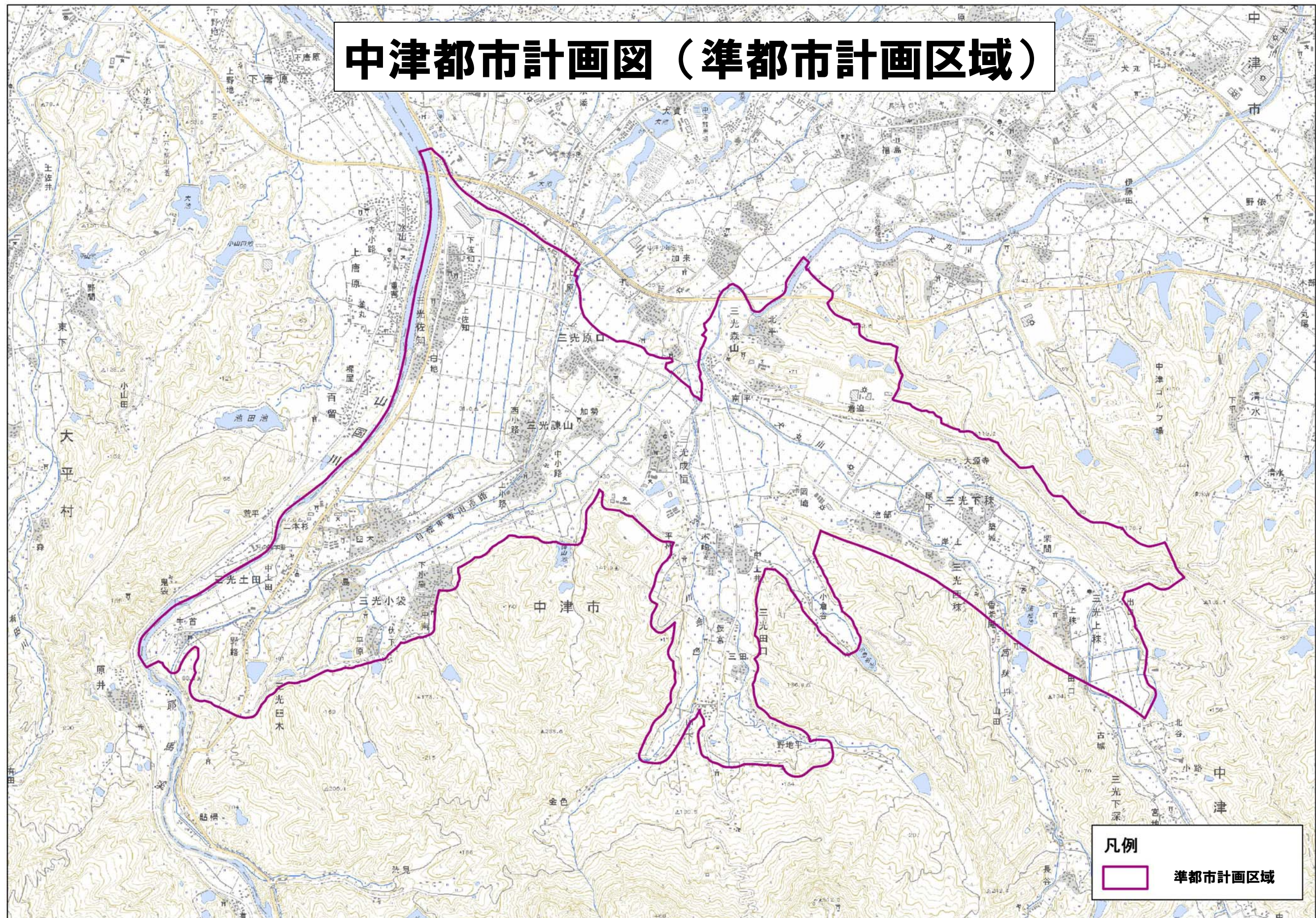
●用途地域外



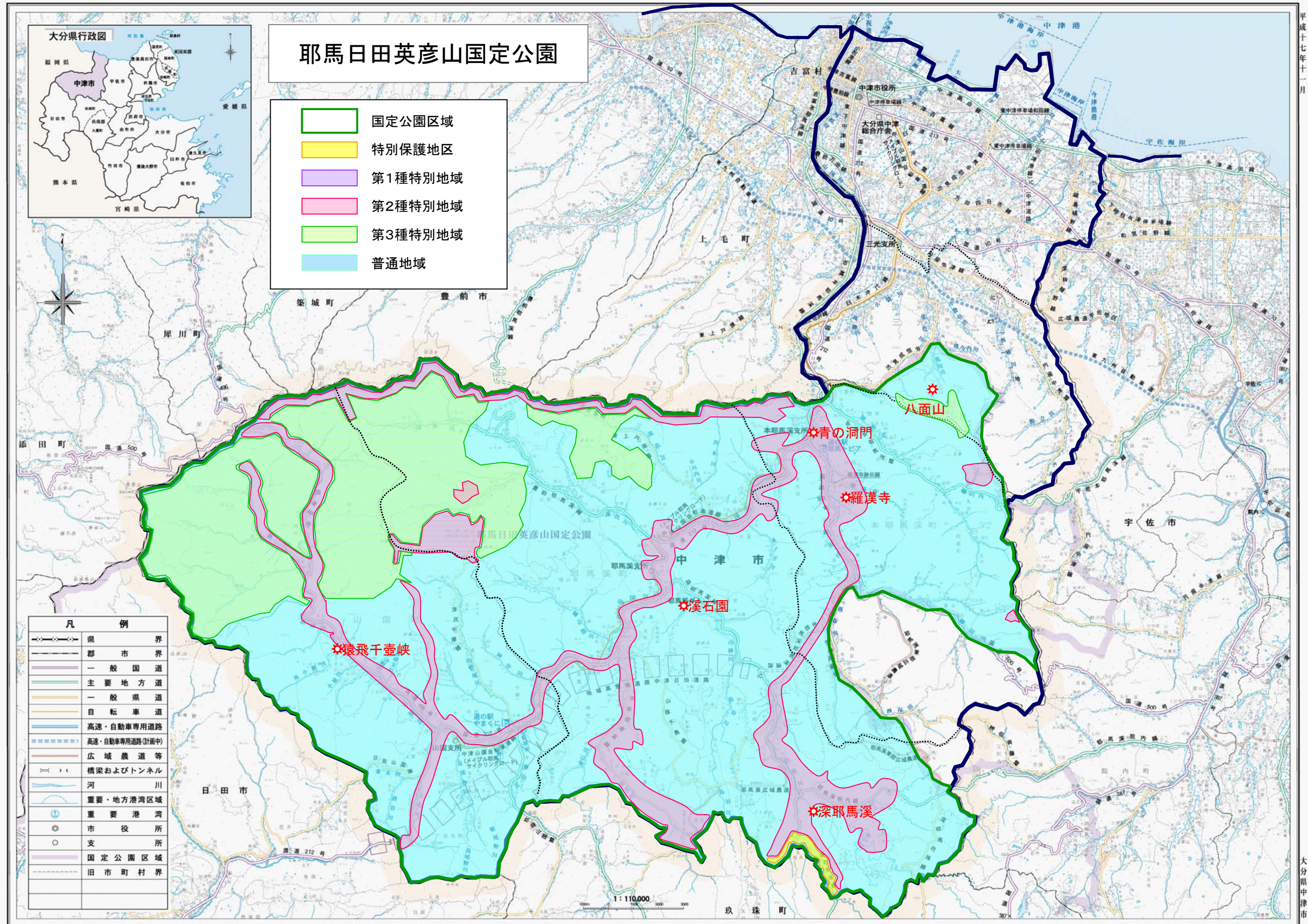
●中津城周辺景観形成地区、景観形成重点地区



3. 准都市計画区域図



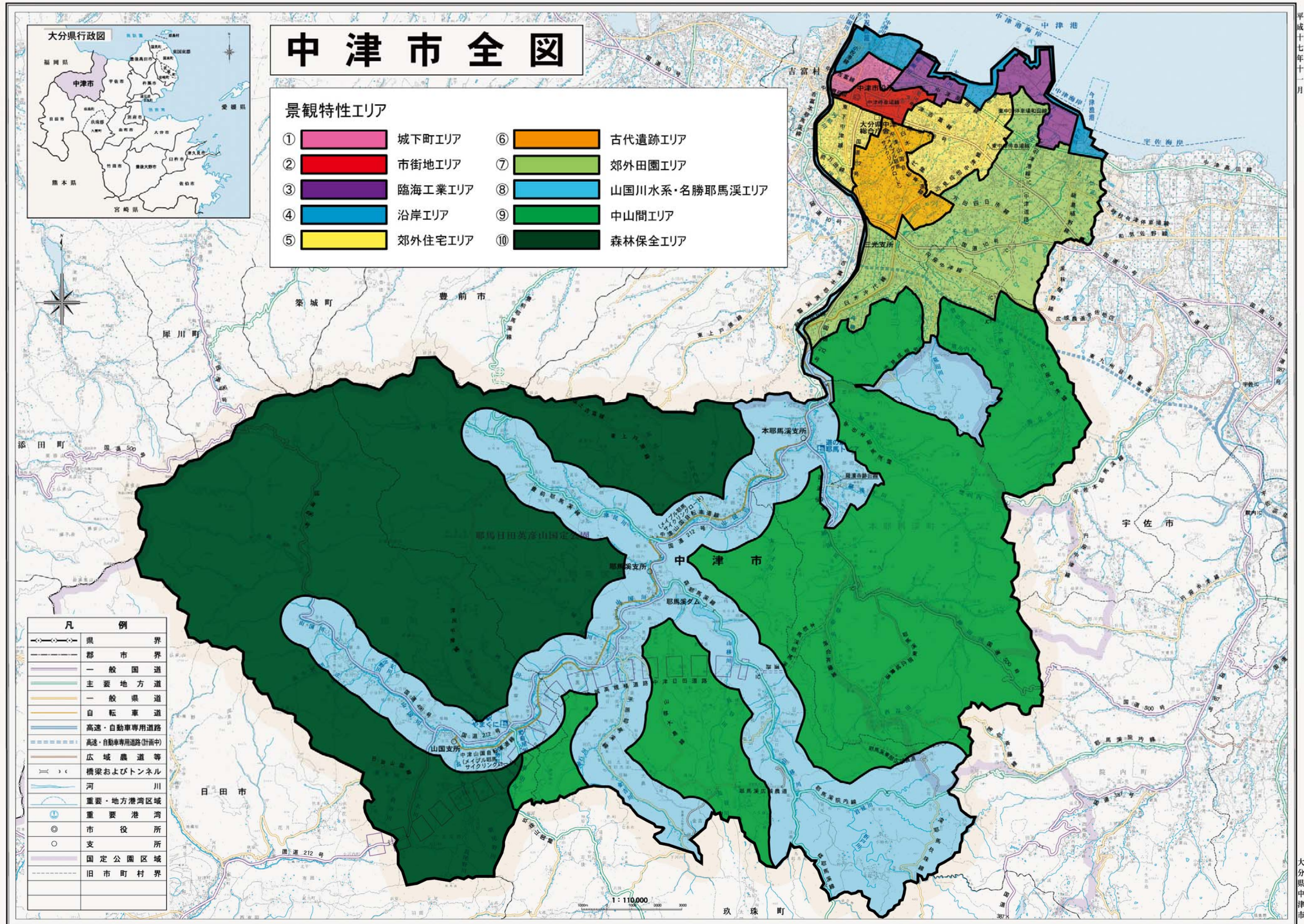
4. 自然公園法指定区域図



平成十七年十一月 大分県中津市

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平17九環、第111号) 制作：東海国版株式会社(0977)23-7169 〒874-0838 別府市荘園町1組の1

5. 景観特性に基づくエリア図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 17 九報 第 111 号)」

6. 中津市景観計画策定委員会答申

平成22年2月3日

中津市長 新 貝 正 勝 殿

中津市景観計画策定委員会
委員長 佐 藤 誠 治

中津市景観計画について（答申）

平成20年7月22日、第1回中津市景観計画策定委員会で諮問のありました「中津市景観計画」について審議を行った結果、別冊（案）のとおりとすることを適当と認めます。

なお、この計画の推進にあたって、下記の点に配慮されるよう建議します。

記

1. 現在の良好な景観を後世に引き継ぐため、速やかに景観形成に関する基本理念及び目標に基づく景観施策の取り組みを推進すること。
2. 市民・事業者・行政が主人公となり、相互が各々の役割を理解し、良好な景観づくりを展開するよう啓発活動を推進すること。

7. 景観計画策定の経過

(1) 景観計画策定委員会

年度	月 日	内 容
H20	7月22日	第1回景観計画策定委員会
	11月28日	第2回景観計画策定委員会
H21	5月20日	第3回景観計画策定委員会
	11月10日	第4回景観計画策定委員会
	2月 3日	第5回景観計画策定委員会

(2) 景観形成庁内検討委員会

年度	月 日	内 容
H18	10月18日	第1回景観形成庁内検討委員会
H19	8月22日	第2回景観形成庁内検討委員会
H20	7月 1日	第3回景観形成庁内検討委員会
	10月15日	景観形成庁内検討委員会・部会合同会議
H21	5月13日	第4回景観形成庁内検討委員会
	10月15日	第5回景観形成庁内検討委員会
	11月17日	第6回景観形成庁内検討委員会
	1月18日	第7回景観形成庁内検討委員会

(3) 法施行等

年度	月 日	内 容
H16	6月18日	景観法公布
H17	6月 1日	景観法全面施行
H18	7月21日	景観法に基づく景観行政団体指定
H20	5月 7日 ~25日	美しいまちづくりに関する市民アンケート
H21	4月 1日 ~30日	あなたが選ぶ中津景観百選募集
	7月19日	第1回景観を考える市民のつどい（講師佐藤委員長） 中津市景観百選の公表
	7月21日 ~8月 21日	景観計画（素案）パブリックコメント 2件（1名）
	12月15日 ~1月15日	景観計画、景観条例要綱、景観ガイドライン（案） パブリックコメント2件（1団体）
	1月29日	都市計画審議会

(4) 地元説明会等

年度	月 日	内 容
H21	6月19日 ~29日	景観計画（素案）豊後街道地区自治委員説明会
	6月23日	景観計画（素案）島田本町自治委員説明会
	6月24日	景観計画（素案）諸町自治委員説明会
	6月24日 ~26日	景観計画（素案）金谷地区自治委員説明会
	6月26日	景観計画（素案）南部校区自治委員説明会
	6月29日	景観計画（素案）北部校区自治委員説明会
	7月 8日 ~13日	景観計画（素案）蛭子町自治委員説明会
	10月19日	景観計画（原案）三光地区説明会
	10月20日	景観計画（原案）本耶馬溪地区説明会
	10月21日	景観計画（原案）耶馬溪地区説明会
	10月22日	景観計画（原案）山国地区説明会
	10月26日	景観計画（原案）中津地区（建築士会、建設業協会、宅建協会）説明会
	10月27日	景観計画（原案）中津地区（南部・北部校区）説明会
	10月28日	景観計画（原案）島田本町地区説明会
	10月29日	景観計画（原案）蛭子町地区説明会
	10月30日	景観計画（原案）中津地区（北部校区）説明会
	12月25日	景観計画（案）説明会（豊の森と住まいを結ぶネットワーク）

8. 中津市景観計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づく中津市景観計画(以下「景観計画」という。)の制定にあたり、本市の良好な景観の形成に資するものとして幅広い観点から検討を行うため、中津市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 景観計画の調査研究に関すること。
- (2) 景観計画の策定に関すること。
- (3) その他景観計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は出席委員の同意を得た上で、必要と認める者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

9. 中津市景観計画策定委員会名簿

	氏 名	役 職 等
学識経験者	さとう せいじ 佐藤 誠治	大分大学教授
	すずき しんいち 鈴木 慎一	大分県立芸術文化短期大学美術科 准教授
	よしだ かずひこ 吉田 和彦	大分県立工科短期大学建築以弘系 准教授
各種団体を代表する者	おかもと とみよし 岡本 富善	中津商工会議所 副会頭
	かば たやすお 栂田 康男	大分県建築士会中津支部 相談役
	あしかが ゆきこ 足利 由紀子	中津市景観研究会 会長
	たばた かつのり 田畑 勝則 (みき まさかつ) (三木 正勝)	JR九州大分支社 中津駅長
市民の代表者	どもん りょうぞう 土門 良三	ヒエダ広芸 代表(中津)
	はせがわ じゅんいち 長谷川 純一	大分県文化財保護指導委員(三光)
	よし たけりゅうぜん 吉武 隆善	本耶馬溪観光ボランティアの会(本耶馬溪)
	よし もりしょうこ 吉森 晶子	耶馬溪歴史観光案内人 会長(耶馬溪)
	なが のすなを 長野 淳雄	やまくにの歴史と文化を学ぶ会 会長(山国)
関係行政機関の職員	さかやま としじ 坂山 敏二 (なか はらつるみ) (中原 鶴見)	国土交通省山国川河川事務所 所長
	やまもと えみこ 山本 恵美子	大分県企画振興部景観自然室 参事
	くじら いよし のり 鯨井 佳則 (これなが しゅうじ) (是永 修治)	中津市副市長

※ () は前任者を示します。

10. 中津市景観形成庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の良好な景観形成及び景観保全に関する調査研究を行い、景観形成基本方針策定及び景観計画の策定及び決定を図るため、中津市景観形成庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 景観計画（景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条に規定する景観計画をいう。）の策定に関する事項
- (2) 景観地区（法第61条に規定する景観地区をいう。）の指定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観形成及び景観保全の施策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、産業振興部長及び建設部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、企画課長、生活環境課長、農政水産課長、林政課長、耕地課長、観光商業課長、都市計画課長、道路課長、区画整理事務所長、建築課長、建築指導課長、文化振興課長、農業委員会事務局長、まちづくり推進室長及びまちづくり推進係長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第6条 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、若干名とし、委員長が任命する。
- 3 部会は、委員長の命を受け、調査及び研究を行い、その結果を委員長に報告をする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

11. 用語解説

あ～お

アイストップ	まちかどなどにある建築物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす対象物のこと。
美しい国づくり政策大綱	平成 15 年 7 月に国土交通省が「国土を国民一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換する」として、その取り組みの方針を「美しい国づくり政策大綱」にとりまとめた。
NPO	Non Profit Organization の略語で、利潤を上げることが目的としないボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」のこと。
屋外広告物	商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたものをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

か～こ

開発行為	建築物の建築などを目的に、土地の区画形質の変更を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・「区画の変更」とは、土地利用形態としての区画すなわち独立物件として、その境界を明認しうるものにする。道路や公園等の公共施設を新設又は改廃すること。 ・「形の変更」とは、高さ 50cm 以上の部分を含む切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）または盛土を一体的に行い、土地の形状を物理的に変更すること。 ・「質の変更」とは、原則、農地等の宅地以外の土地を宅地にするなど土地の性質を変更すること。
協働	それぞれ異なる主体（市民、行政、事業者など）が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体だが、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。また、県の同意を得た市町村も景観行政団体になることが出来る。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

景観重要公共施設	景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条)
景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建築物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、市民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。
景観審議会	建築物等の高さや色彩など、本市の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。
景観地区	市街地においてより積極的に良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区。建築物等の形態や色彩、意匠など裁量性が求められる事柄については認定制度が導入され、建築物の高さや壁面の位置など数字でわかる事柄については建築確認で担保される。土地の形質の変更など必要な規制は条例で定めることができる。
景観場	優れた景観要素(山・海などの自然や建物)そのもののこと。ビュースポットと同義。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。
形態・意匠	建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。
建築基準法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途について、その最低基準を定めた法律として昭和25年5月に成立し、公布された法律。
勾配屋根	勾配(傾斜、傾き)のついた屋根のこと。

高度地区	都市計画法に規定された地域地区の一種。市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めることとされている。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

さ～そ

視点場	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビューポイントと同義。
条里制	日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約 109m 間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。
水源かん養機能	降った雨を土壤に浸透させ、森林が水の流出量を調整することにより、渇水や洪水を防止・緩和するとともに、人々が水を利用する機会を増加させる機能のこと。
セットバック	建物を建てる際に、前面道路から一定の距離を後退すること。

た～と

眺望点	優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。
トラスト運動	自然環境等を守るため、保護すべき地域を設定して買い上げ、次世代に伝えていくために管理・保全していく活動のこと。

な～の

のり面	切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。
-----	---

は～ほ

ビュースポット	優れた景観要素（山・海などの自然や建物）そのもののこと。景観場と同義。
分水嶺	分水界になっている山脈。雨水を異なった水系に分かつ山の峰々のこと。

ま～も

町割	町を設けるために土地を区画すること。都市づくりで、計画的に土地を仕切ること。
----	--

や～よ

用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建ぺい率、高さなどの規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。
擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。

ら～ろ

ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。

わ～ん

ワークショップ	作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。
---------	---

中 津 市

総務部 まちづくり推進室

〒871-8501 大分県 中津市 豊田町 14 番地 3

TEL 0979-22-1111 FAX 0979-24-7522

E-mail machidukuri@city.nakatsu.lg.jp